

北上市告示甲第67号

北上市路線バス維持費補助金交付要綱（平成16年北上市告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年10月 1 日以後の運行から適用する。

令和 6 年11月22日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（交付対象の特例） 第 8 〔略〕 2 令和 2 年度において、この告示による補助の対象であった路線については、<u>令和 5 年度</u>分の補助金に限り、第 2 第 2 項第 2 号に規定する「平均乗車密度が 4 人以上」の要件を適用しない。	（交付対象の特例） 第 8 〔略〕 2 令和 2 年度において、この告示による補助の対象であった路線については、<u>令和 6 年度</u>分の補助金に限り、第 2 第 2 項第 2 号に規定する「平均乗車密度が 4 人以上」の要件を適用しない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	